

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地

本市は、静岡県の中東部に位置し、静岡市、島田市、焼津市に隣接している。市域は東西16km、南北22kmに広がり、面積は194.06km²で県内35市町中第10位の広さで県全体の3%を占めている。

本市の北部は、赤石山系の南縁に接する森林地帯で、海拔871mの主峰高根山から発して市内を貫流し駿河湾に注ぐ瀬戸川沿い及び北端より東部に流れる朝比奈川沿いの中山間地域において、茶園が開かれ茶産地を形成している。中部は、北部からつながる丘陵性の山地と、そこから広がる平坦地へとつながる。さらに南部は、市街地が形成されており、大井川下流の左岸で平坦肥沃な志太平野の中央部に位置している。

市街地部分にあたる南部一帯は、これらの山地、丘陵及び台地に囲まれて開けた大井川氾濫原で、主に扇状地性低地となっており、一部に三角州性低地がみられる。

地質は、赤石山系の山地は凝灰質頁岩、安山岩質凝灰岩及び海底乱泥流堆積物で構成される中正界白亜紀の四万十層群が流入している。また、本市南西部には礫、砂岩及びシルト岩等の互層の第三紀掛川層群及び相良層群が第四紀洪積砂礫層を囲むように分布している。

JR 東海道本線、県道と国道1号バイパスが市の中心部を東西に通じている。新東名高速道路藤枝・岡部インターチェンジがあり、東名高速道路焼津インターチェンジ及び大井川焼津藤枝スマートインターチェンジも近い。

平成21年岡部町と合併して、現在の市域となった。「藤枝」と「岡部」は共に東海道の宿場町としての歴史があり、お茶を中心とした産業・文化に共通点が多い。

② 藤枝商工会議所・岡部町商工会の区域

藤枝商工会議所が「旧藤枝市(図の黄色以外の部分141.75km²)」の区域、岡部町商工会が「旧岡部町(図の黄色の部分53.30km²)」の区域を管轄している。



③ 想定される地域の災害リスク

地震・津波

現在、当市が地震対策の基礎資料としている「静岡県第4次地震被害想定」では、国が発表した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえて、駿河トラフ・南海トラフ沿い及び相模トラフ沿いで発生する地震を対象としている。発生頻度は比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらすレベル1（東海地震、東海・東南海地震など）や、発生頻度は極めて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスのレベル2（南海トラフ巨大地震）と呼ばれる地震を対象として被害を想定している。

また、市内の揺れについては、想定震度7の地域が19.5%、震度6強の地域が78.1%、震度6弱の地域が2.4%であり、揺れる時間も3～4分と非常に長く続くと想定されている。

なお、瀬戸川や朝比奈川などの河川における津波の遡上は、当市まで到達しない想定となっている。

【被害想定】

（静岡県第4次地震被害想定より／単位：棟）

市内	揺れ	液状化	人口造成地	山崖崩れ	火災	合計
全壊・焼失	約 15,000	約 40	約 1,400	約 200	約 2,500	約 19,000
半壊	約 8,400	約 200	約 4,100	約 400	—	約 13,000

レベル2 基本ケース 18時想定（参考：市内建物棟数 約60,000棟）

（静岡県第4次地震被害想定より／単位：人）

市内	建物倒壊	山崖崩れ	火災	合計
死者	約 300	約 20	約 30	約 400
重傷者	約 1,600	約 10	約 20	約 1,700
軽傷者	約 3,300	約 10	約 40	約 3,400

レベル2 基本ケース 予知なし・冬の深夜想定

洪水・浸水被害、土砂災害

ア 洪水・浸水被害

当市は、山間部から平野部にかけて広い範囲で中小河川が流れており、堤防の決壊・越水による洪水（外水氾濫）に対して特に警戒が必要である。併せて、市街地では、水路などの処理能力が追い付かず水が溢れたり、本川の水位上昇による支川の逆流（内水氾濫）による道路冠水等が発生している。当市の土砂災害・洪水ハザードマップにおいて想定される最大の降雨があった場合の浸水想定区域及び浸水深は、令和2年3月31日時点では以下のとおりである。

内水ハザードマップについては、令和2年度に作成する。

■各河川における想定最大降雨量（出典：藤枝市土砂災害・洪水ハザードマップ）

河川名	想定最大降雨量
大井川水系大井川	787mm/48hr
瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川・葉梨川	695mm/24hr
栃山川水系栃山川	772mm/18hr

■想定最大降雨時の想定最大浸水深（出典：藤枝市土砂災害・洪水ハザードマップ）

河川名	該当する地域	想定最大浸水深
大井川	青島、大洲	3.0m以上5.0m未満
瀬戸川	広幡、西益津、藤枝、青島、高洲	5.0m以上
朝比奈川	葉梨、広幡、岡部	5.0m以上
葉梨川	葉梨、広幡、西益津、藤枝	3.0m以上5.0m未満
栃山川	青島、高洲	0.5m以上3.0m未満

イ 土砂災害

当市の北部は、平地より山間地が占める割合が高いことから、土砂災害防止法の指定を受けた箇所が多くみられ、豪雨時や地震時等には、土砂災害に警戒しなければならない。土砂災害防止法の地区別箇所数は以下のとおりである。

■土砂災害防止法指定箇所数（出典：藤枝市土砂災害・洪水ハザードマップ）

地区名	急傾斜	土石流	地すべり	計
瀬戸谷	76	50	17	143
稲葉	44	21	4	69
葉梨	145	45	9	199
広幡	11	3	0	14
西益津	2	0	0	2
藤枝	21	7	1	29
青島	43	7	1	51
高洲	0	0	0	0
大洲	0	0	0	0
岡部	158	102	5	265
市全体	500	235	37	772

感染症等

新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等は、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされる。

新型コロナウイルス感染症は、世界的に急速に蔓延し、企業活動に大きな影響を与えている。また、「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の3つの「密」が重なるとクラスター集団発生リスクが高まる。

感染症の拡大・長期化により人の接触・移動が制限され、インバウンドの減少に加え国内消費が広く抑制されるなど、景気下押し効果が強まる。全国的・世界的なパンデミックにより、感染が拡大していない地域においても大きな社会的・経済的影響を受ける。医療体制の整備や物資及び資材の備蓄を行うなど、新型コロナウイルス等の新感染症も含めた対策、検討を実施しているところである。

(2) 商工業者の状況(経済センサス:平成 28 年度)

地域別事業所数の推移

調査年	藤枝商工会議所			岡部町商工会		
	事業所数	対前回		事業所数	対前回	
		増加数 (人)	増加率 (%)		増加数 (人)	増加率 (%)
平成 24 年	5,503	—	—	523	—	—
26 年	5,624	121	2.2	510	△13	2.5
28 年	5,486	△138	△2.5	494	△16	3.1

業種	商工業者数	うち小規模事業者数	事業所の立地現状等
製造業	716	594	市内に広く分散 3箇所の工業団地あり
建設業	617	567	市内に広く分散
卸・小売業	1,540	1,005	市内に広く分散
サービス業	2,783	1,880	市内に広く分散
その他	324	215	市内に広く分散
合計	5,980	4,261	

【藤枝商工会議所会員数の推移】

	商業	工業	建設業	サービス・ 観光業	交通 運輸業	特産業 お茶 椎茸	学校 出版 印刷等 業	金融 証券 保険業	計
平成 28 年度	513	355	487	737	129	74	74	49	2,418
平成 29 年度	489	353	478	734	122	73	77	45	2,371
平成 30 年度	489	353	478	734	122	73	77	45	2,371
令和元年度	482	353	481	770	126	67	78	48	2,405
令和 2 年度	474	358	483	790	131	72	84	50	2,442

【岡部町商工会会員数の推移】

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・ 宿泊業	サービス業	その他	合計
平成 28 年度	51	63	10	63	23	36	11	257
平成 29 年度	51	60	11	62	22	35	12	253
平成 30 年度	51	61	11	62	21	38	13	257
令和元年度	52	59	10	56	21	38	14	250
令和 2 年度	53	56	8	54	23	38	14	246

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

① 防災計画関係

- ・ 地域防災計画の策定
- ・ 藤枝市防災会議による防災計画の推進

② 災害時協力協定・相互応援協定の締結

(抜 粋)

協 定 名	協 定 先
災害時における一時避難・災害復旧活動への協力に関する協定	山田組、中外製薬工業(株)、(株)天野回漕店、(株)焼津冷凍、藤枝商工会議所 ほか
災害時における段ボール製品の調達に関する協定	旭紙業(株)藤枝工場
一般廃棄物災害収集に関する協定	(株)静岡環境保全センター、(株)浄化槽管理センター、(株)ライフ駿河、(株)藤衛、(有)塚本工業
災害時における測量設計等業務委託に関する協定	(社)静岡県測量設計事務所、(有)福永測量事務所
災害時における緊急協力に関する協定	藤枝建設業組合、藤枝市緑化事業協同組合



③ 防災資機材・施設関係

- ・ 防災無線等による情報伝達体制の構築
- ・ 防災用資機材の設置及び分散備蓄
- ・ 避難場所・救護所等の指定

④ 土砂災害防止対策（土砂災害危険箇所の整備）

- ・ 土砂災害危険箇所の整備
- ・ 土砂災害パトロール

⑤ 地震等防災訓練

- ・ 総合防災訓練、地域防災訓練等の実施
- ・ 医療救護訓練の実施
- ・ 水防活動の指揮系統徹底と技術の向上及び水防に関する意識の向上のため、市民、消防団、建設業協同組合、市職員による水防訓練を年1回実施している。



(防災訓練実施状況)



(救出救助訓練)



(水防訓練実施状況)



(水防訓練実施状況)

⑥ 防災意識の啓発

- ・ 住民の防災意識啓発を目的とした出前講座の開催
- ・ 地域防災連絡会の開催
- ・ 迅速で的確な避難行動に繋げる「わが家のハザードカルテ」の作成・配布
- ・ ハザードマップ（震度、液状化、土砂災害、洪水、内水ハザードマップ※）の作成
※内水ハザードマップは令和2年度に作成
- ・ マイタイムラインの作成支援
- ・ 藤枝市防災減災ガイドパンフレット等の作成・配布

⑦ 自主防災組織関係

- ・ 自主防災組織の活性化及び地域防災指導員連絡会の組織
- ・ 地域防災指導員の育成
- ・ 防災資機材購入等に係る助成

⑧ 感染症対策関係

- ・平成 22 年 1 月に「藤枝市新型インフルエンザ対策行動計画 H5N1 医療対策編（未発生強毒型対応）」を策定
- ・平成 26 年 12 月に「藤枝市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改訂
- ・藤枝市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置し、対策を検討
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に関する啓発（藤枝市長の緊急メッセージ、「広報ふじえだ」、「むるぶ」へ掲載、地区の保健委員へチラシの配布、市ホームページへの掲載）
- ・医療体制の整備や物資及び資材の備蓄、PCR検査センターの開設・検査を実施
- ・企業からの提供があったものの配布・備蓄（フェイスシールド、消毒薬、飲料水、パンなど）
- ・保健所を通じ、フェイスシールドの配布
- ・感染者集団（クラスター）対策の要領作成

⑨ その他

- ・国土強靱化地域計画
- ・国民保護法関係事業
- ・藤枝市危機管理用GIS（地理情報システム）運用
- ・「キックオフメール」による地震・台風などの防災情報のリアルタイム配信

2) 藤枝商工会議所の取組

① BCP に関する周知

小規模事業者が災害発生時への備えの必要性を認識、理解するようパンフレットを作成し会員事業所に配布している。また、諸会議等を通じて、BCP 策定に取り組む事業所に専門家派遣の活用について周知を図り、BCP の必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。

② BCP 策定セミナーの開催

事業者に向けた BCP 策定セミナー及び個別相談会、関連セミナー参加は下記のとおり。

【藤枝市・藤枝商工会議所・岡部町商工会連携事業】

年度	テーマ	参加者人数
平成 28 年度	<p>～BCP を生かした企業経営～</p> <p>「BCP を策定することで、事後の対応を事前に考え、防災力の強化から早期復旧の強化、事業の環境変化への対応力の強化に繋げていくことなど、事例を交えて話をした。」</p>	36 名



【藤枝市・藤枝商工会議所・岡部町商工会・東京海上日動火災保険(株)連携セミナー】

年度	テーマ	参加者人数
平成 29 年度	<p>～最新の災害事例から学び、来るべき南海トラフ巨大地震に備える～</p> <p>「前半事例説明、後半机上訓練を行い、BCP 策定の重要性と策定後も生きた計画とするため、訓練等計画的に行う必要があることを学んだ。」</p>	12 名



【藤枝商工会議所・東京海上日動火災保険(株)連携セミナー】

年度	テーマ	参加人数
令和元年度	<p>～災害からの早期復旧に向けたヒント～ 「自然災害が多発し、小規模事業者も高齢化が進む中、より事業継続力を強化していく必要があり、当日は実際に計画を立てていくシミュレーションを用意。各状況でどのような判断をするかなどを話し合うワークを行った。終了後、参加者に対して静岡県が作成したBCPの入口入門編と各施策について説明を行った。」</p>	16名



【他団体主催BCPセミナーに参加】

年度	テーマ	参加人数
令和元年度	<p>第一部 「中小企業強靱化法」背景と概要 講師：損保ジャパン 第二部 「静岡県版BCPの入口」策定のポイント 講師：IST 経営コンサルティング代表 石井洋之氏 (静岡県BCP研究会会員)</p>	65名

【藤枝市・藤枝商工会議所連携事業】

年度	テーマ	参加人数
令和2年度	「障害福祉サービス事業所対象 BCP 勉強会」 講師 中小企業診断士 大石徹氏 「自然災害が多発、現在、新型コロナウイルスの影響を受け、BCP 計画について学びたいとの要望の応える形で実施した。」	44 名



【BCP 策定個別相談日の開設】



開催日	開催場所/相談内容	参加人数
令和2年 7月17日	藤枝商工会議所 Q: 「BCP は策定済みであるが、新型コロナウイルス感染症対策について、計画にどのようにして盛り込んだら良いのか」 A: 「御社の BCP の中に無理やり項目を詰め込まなくても感染症対策マニュアルを作成実行することで十分であることなど専門家が助言した。」	1 名
11月19日	藤枝商工会議所 Q: 「BCP 自体が良くわからないので、説明してほしい。」 A: 「BCP の概要を説明。策定する場合は、専門家派遣制度を利用することなどアドバイスを行った。」	1 名

③ 損害保険への加入促進

当所では、①ビジネス総合保険、②情報漏えい賠償責任保険制度、③業務災害補償プラン、④休業補償プラン、⑤中小企業海外 PL 保険制度などについて、各損害保険会社と業務提携し、制度の普及促進を図っている。特にビジネス総合保険制度は、BCP 対策として有効で資金面での大きな備えとなり事業の早期復旧を後押しする制度であるため、小規模事業者にリスクファイナンスの重要性を認識させ、災害等に備えるよう加入促進を行っている。

④ 感染症の対策

新型コロナウイルス感染症を機に事業への影響を受けている事業者に対応するため、相談窓口の開設、国、県、市が提供する施策情報の提供を行うなど組織的な相談対応を行っている。

<p>相談窓口の開設</p>	<p>資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金、休業補償など関連する施策の情報提供、申請に基づくサポートを行っている。 令和2年5月のGWには、職員が交代で出勤し窓口相談を設置した。</p>
<p> 安全・安心プロジェクト</p> <p></p>	<p>商工会議所では、藤枝市、藤枝市観光協会、岡部町商工会と連携し、新型コロナウイルス感染防止策に取り組む事業者を支援するため、感染防止策として取り組む項目を届出した事業者を認定。PR ステッカー、ポスターを提供し感染防止に呼び掛けている。</p> <p>また、認定事業者には、藤枝市から提供されたフェイスシールドの無料配布も行った。</p>
<p>来客者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口へのアルコール消毒液の設置、カウンターの消毒 ・ 来客者へのマスク着用の依頼、マスク無しで来所された場合のマスク提供などを行っている。 ・ 必要な事業者には、次亜塩素酸水を無料提供している。
<p>会議等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他機関等との会議や青年部の会議などでは Zoom アプリを使用している。 ・ 会議前・後にはアルコール消毒、席についても間隔を空けている。 ・ 30分毎の換気の励行を行っている。
<p>会館</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会館内の感染予防対策(アルコール消毒等) ・ 貸し会議室の利用制限(県外からの利用申込み中止等) ・ 30分毎の換気の励行
<p>職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスク着用と手洗いの励行 ・ アルコール消毒の徹底

⑤ 防災訓練の実施

災害発生時に初期消火、避難誘導、救護を円滑に実施するため、年1回テナント入居者にも参加を呼び掛け実施している。

<p>防災訓練</p>	<p>当所が所有している「藤枝商工会議所会館」には、テナントとしてアクサ生命保険(株)藤枝営業所、藤枝ライオンズクラブ、藤枝法人会が入居しているため、商工会議所会館全体で防災訓練を実施している。</p>
-------------	---

⑥ 防災備蓄品

災害時における一時避難・災害復旧活動への協力に関する協定の締結により防災備蓄品を備蓄している。

⑦ 災害発生時の情報収集等

大雨などの災害発生時には、会員の地区連絡員などを通して被害状況を把握し、県、市に報告している。また、被災事業所には、融資・助成金などの復旧支援情報を提供している。

⑧ その他

静岡県 BCP 普及研究会に入会し、情報収集を行っている。
(事務局：静岡県経済産業部商工業局商工振興課)

3) 岡部町商工会の取組

① 藤枝市及び藤枝商工会議所等と連携して BCP の必要性周知とセミナー等の開催

藤枝市産業集積課及び藤枝商工会議所と連携して BCP の必要性を巡回訪問により周知した。結果 1 件の BCP 作成支援（山本機工(株)）を行った。また、同じく 3 団体及び損保会社等の連携による BCP セミナーを開催し、その必要性を周知している。

【藤枝市・藤枝商工会議所・岡部町商工会連携事業】

年度	テーマ	参加者人数
平成 28 年度	～BCP を生かした企業経営～ 「BCP を策定することで、事後の対応を事前に考え、防災力の強化から早期復旧の強化、事業の環境変化への対応力の強化に繋げていくことなど、事例を交えて話をした。」	36 名



【藤枝市・藤枝商工会議所・岡部町商工会・東京海上日動火災保険(株)連携セミナー】

年度	テーマ	参加者人数
平成 29 年度	～最新の災害事例から学び、来るべき南海トラフ巨大地震に備える～ 「前半事例説明、後半机上訓練を行い、BCP 策定の重要性と策定後も生きた計画とするため、訓練等計画的に行う必要があることを学んだ。」	12 名



② BCP に関する国や県、関係機関の施策周知

国や県が発行する施策のチラシや事例集、セミナー等の資料を会員事業所に向けて周知を図っている。

③ 感染症対策への支援

小規模事業者は少人数による事業運営を行っており、総務・経理等の組織が確立していないため、当会では国や県・市が行う感染症に関する各種支援の周知や、申請に関するサポートを行っている。また、会員事業所へは感染予防の観点からアルコール消毒液の無料配布を行うとともに、感染予防対策に係る費用の一部補助金支援や、藤枝市・藤枝商工会議所と連携し安全安心宣言を行った事業者に対し、フェイスシールドの無料配布を行っている。

④ 外部研修会への参加

静岡県商工会連合会や、中小企業大学校、藤枝市等が主催する研修への参加を職員に呼びかけ、職員の BCP 等に関する知識や支援能力の向上を図っている。

II 課 題

当地域における小規模事業者の防災、免災対策への支援における課題は下記のとおりである。

(1) 小規模事業者における災害リスク・防災情報の認識が不足

I の(1)に示したように、市内の広い地域にわたって地震、洪水・土砂災害・浸水被害などのリスクが想定されている。このため、当市では、ハザードマップの全面改訂、全戸配布・市ホームページ掲載、さらにはメール配信サービスによる防災情報のリアルタイム配信などを実施している。しかし、小規模事業者は、防災サイトの閲覧やメール配信サービス登録が進まないなど、防災意識が依然として高まっていない状況にある。災害リスクや防災情報に関する周知・啓発をさらに図っていく必要がある。

(2) 事業者のBCP策定の進捗が不十分

商工会議所管内事業所のうち、BCPを策定している事業者は多業種にわたるが、いずれの業種においても一部に限られている。東日本大震災の翌年に19事業者のBCP策定支援を行い、その後も普及・啓発に努め、約50事業所の策定を支援してきたものの、全体として策定件数は伸びていない。

商工会管内の小規模事業者の相談は、ほとんどが事業計画や販路開拓に関するものであり、災害リスクに対しての関心や必要性の認識は低い。このため事業者の多くがBCP策定に取り組めていない状況で、普及・啓発の段階にとどまっている。

全体を通して、BCPの必要性を認識しながら策定ノウハウや人材不足を理由にBCP策定に二の足を踏む事業者もみられる。BCPの策定ガイドラインや策定計画書フォームが国や関係機関等から提供されている。しかし、策定には専門家の支援や対策項目を満たす必要があるなど、小規模事業者が単独で作成するにはハードルが高く、策定が進んでいない大きな要因のひとつと考えられる。そのため、今まで以上に市、商工会議所、商工会の連携による取組強化を実現していく必要がある。

(3) 緊急時における連携体制が未整備

発災時や発災後における市・商工会議所・商工会による情報共有や支援協力の重要性は認識されているものの、現状、緊急時の事業者からの情報収集、被害情報の伝達ルートをもても、三者間の連携体制が確立されているとはいえない。

情報伝達マニュアルの策定や支援に向けての連携体制を整えていく必要がある。

(4) 支援機関被災時の代替機能が未整備

商工会議所・商工会の業務は事務所内で行うものがほとんどのため、災害時に事務所が使用できない場合のバックアップ体制が十分に整っていない。商工会議所・商工会自身の事業継続、さらには感染症リスク等を考慮した非接触による対応の仕組みづくりが必要である。

(5) 休業リスク等への支援対応が不十分

自然災害をはじめ、新型コロナウイルス等の感染症、その他の危機による小規模事業者の休業リスク等への支援に十分に対応できていない。様々なリスクに対応した支援体制を構築していく必要がある。

Ⅲ 目標

大規模自然災害などに対し小規模事業者のリスク軽減や事業活動の継続を図ることができるよう、次の目標を掲げ、藤枝市地域防災計画等をもとに市・商工会議所・商工会が一体となって取り組む。

(1) 小規模事業者への BCP 策定支援の強化

小規模事業者に対し、ハザードマップなどをもとに巡回時における説明、BCP 策定セミナーや個別相談会の開催等を通して、事業者の災害リスクに対する意識を高めるとともに、事前対策の必要性について啓発し、BCP の策定支援を強化する。

(2) 連携体制の構築や情報の共有・支援機関としての機能継続

発災後、速やかな応急対策が行えるよう、各組織における体制、関係機関相互の連携体制を平時から構築する。また、市、商工会議所、商工会の三者間における情報共有を円滑に行うため、小規模事業者の被害情報を報告するルートを構築する。

支援機関としての機能を継続し緊急時の対応が円滑に行えるよう、商工会議所の BCP を更新・商工会の BCP を策定するとともに、会議や遠隔地とのやりとりにおけるリモート活用等の代替手段の確立により業務停滞を最小限に留めるよう努める。

(3) 相談・支援体制の構築

被災した事業所の復旧・復興に向けて、支援情報の収集・提供や専門家を含む相談・支援体制を整える。特に感染症などのリスクに対しては、感染予防対策を徹底した上での来客者対応、オンライン会議システム等を活用した相談窓口体制など機動的に運用できる体制の構築を図る。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

藤枝商工会議所・岡部町商工会と藤枝市とが役割分担、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

当市の地域防災計画及び国土強靱化計画に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

(1) 小規模事業者に対する災害リスク周知・啓発

小規模事業者に対するBCP策定の必要性についての普及・啓発を目的として、次の取組を行う。

① 広報等による災害リスク周知・啓発活動

「藤枝市地域災害ハザードマップ」の配布、総合防災アプリ「静岡県防災」等の周知、会報・HPを活用した国・県・市の施策紹介などにより、リスク対策の必要性の認識を高める。



② 各種制度の紹介

小規模事業者に、リスクファイナンスとしてビジネス総合保険制度をはじめ、災害の被害補償が受けられる保険制度、中小企業倒産防止共済等の事前対策に対する支援制度など、各種制度を広く紹介する。

(2) BCP策定とフォローアップ

小規模事業者に対し、BCP策定の取組推進と策定後のフォローアップを行う。

① BCP策定の支援

a BCP策定セミナー

ハザードマップに基づいたBCP対策及び事業継続力強化計画策定の必要性を啓発するセミナーやリスクファイナンス(共済・保険加入推進)による事前対策の促進を行う。

b 個別策定支援

セミナー参加者等に対するBCP策定に向けたアドバイスをを行い、BCP策定を希望する事業者には、専門家派遣・相談会などの個別支援を行う。

c リスクマネジメントセミナー

小規模事業者向けのセミナーを通して、業務提携している(1)ビジネス総合保険、(2)業務災害補償プラン、(3)休業補償プラン等制度のPRを図り、加入促進に努める。また、保険制度の紹介にとどまらず、セミナー終了後はBCP策定に向けた個別相談会を開催する。

d 感染症対策に向けた啓発・指導

これまでの地震や水害等のリスクに加え、感染症対応をBCP策定支援の中に位置づけるよう啓発する。平時の備えや従業員1人1人の強い危機管理意識が感染症への早期対応につながり、実効的な対策によって従業員への安全確保と事業継続の両立を図るよう指導する。

例1：風疹予防対策の推進(風疹抗体についての集団免疫率向上)

例2：職場の受動喫煙防止対策

例3：健康診査受診の徹底

例4：感染症に留意した職場環境の整備

例5：感染症流行期における出張等の活動の制限

〈小規模事業者版 BCP イメージ〉

The image shows a software interface for BCP planning. At the top, it displays a 'Hazard Map' (ハザードマップ) with a warning about potential damage from natural disasters. Below this is a table for 'Risk Assessment' (リスク評価) with columns for 'Category' (カテゴリー), 'Item' (項目), 'Risk Level' (リスクレベル), and 'Action' (対応). The table lists various risks such as 'Earthquake' (地震), 'Flood' (洪水), and 'Fire' (火災) with corresponding risk levels and suggested actions.

The image shows a detailed BCP planning sheet. It is divided into several sections:

- 1. 基本方針 (Basic Policy):** A section for defining the overall BCP goals and scope.
- 2. 対応責任者 (Response Responsibilities):** A table for assigning specific roles and responsibilities to staff members for different types of incidents.
- 3. 被害想定 (Damage Assumptions):** A section for detailing the expected impacts of various disasters.
- 4. 対応手順 (Response Procedures):** A detailed flowchart and table for outlining the step-by-step actions to be taken during an emergency.
- 5. 事前準備 (Preparation):** A section for listing necessary preparations, such as stockpiling supplies or conducting drills.

② 策定後のフォローアップ

BCP 策定の進捗については、商工会議所・商工会が確認しフォローを行う。事業の進捗についても、各担当者との間で年 1 回会議を開催し、状況確認と課題、改善点について協議する。

(3) 商工会議所・商工会自身の事業継続計画の策定

商工会議所は、令和 2 年度において同所 BCP について見直しを行い、更新する。商工会においても、商工会議所と同様の BCP の策定に取り組む。

(4) 関係団体等との連携

セミナー、個別相談会の実施にあたっては損害保険会社と連携して、講師の派遣や先進事例の紹介を受けながら、ビジネス総合保険等の紹介と併せて推進する。

(5) BCP に沿った訓練の実施等

BCP に基づき、自然災害等を想定した防災訓練を実施するとともに、市・商工会議所・商工会による情報伝達ルートなどの確認を行う。

(その他の訓練についても必要に応じて実施する。)

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等の発災時には、人命救助を第一とした上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

(1) 職員の安否確認と応急対策の実施の可否の確認

① 応急対策の定義

応急対策とは、各団体が「安否確認」、「時間外・休日の職員参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいう。本計画において三者が連携して行う応急対策は次の業務とする。

■三者で連携して実施する応急対策(非常時優先業務)

- ア 被害調査・経営課題の把握業務
- イ 緊急相談窓口の設置・相談業務
- ウ 復興支援を活用するための業務

応急対策の実施に必要な参集可能な職員をはじめ、事務所や電力等の確保に努めるとともに、商工会議所・商工会の一方又は両方がその確保をできない状況に陥ることも想定し、応急対応実施の可否を確認するため、三者間で体制を整備する。

② 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

市・商工会議所・商工会は、それぞれ役職員の安否確認等を行う。確認の際、ア本人・家族の被害状況、イ近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、ウ出勤の可否についても情報を集めることとする。

■各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
藤枝市	職員：発災後1時間以内に携帯電話にて確認
藤枝商工会議所	職員：発災後1時間以内にLINE機能等にて確認 正副会頭：3時間以内に携帯電話・LINE機能にて確認 議員等：1日以内に電話・メールにて確認 会員：3日以内に電話・メールにて確認（被災地域）
岡部町商工会	職員：発災後1時間以内にLINE機能等にて確認 三役：3時間以内に携帯電話・Eメール等で確認 役員：1日以内に電話・メールにて確認 会員：3日以内に地区役員を通じて地区ごとの会員安否を確認

③ 安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後3時間以内には、三者で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については次のとおりとする。連絡方法については、事務所の固定電話又は個人の携帯電話とする。また、県への報告は市から商工会議所、商工会分も含めて行う。

■安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口		報告する団体等
	第1順位	第2順位	
藤枝市	産業政策課 中小企業振興係長	産業集積推進課 産業集積推進係長	静岡県 ※
藤枝商工会議所	事務局長	中小企業相談所長	藤枝市産業政策課
岡部町商工会	事務局長	総務課	藤枝市産業政策課

※必要に応じて

(2) 災害対策本部の設置及び応急対策の方針決定

商工会議所及び商工会は、次の基準により災害対策本部を設置し、市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

■災害対策本部設置・緊急参集基準

①人命に関わる又は恐れがある場合	災害対策本部長（代行順位者）の指示により設置・参集
②被害が拡大していく緊急状況と判断した場合	
③震度6弱以上の場合	地震速報の藤枝市内震度

(豪雨における応急対策例)

警報発令および職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、自宅待機とし、まず職員自身の安全確保に努め、警報解除後に出勤する。

- ・職員全員が出勤できない場合応急対策に係る役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

【被害規模の目安と想定する応急対策の内容(判断基準)】

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 30%程度の事業所で停電・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が想定されている地域への連絡が取れない。・被害が想定されている地域への交通網が遮断され確認が取れない。	<ul style="list-style-type: none">・被害調査、経営課題の把握業務・緊急相談窓口の設置、相談業務・復興に関する支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 5%程度の事業所で停電・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。	<ul style="list-style-type: none">・被害調査、経営課題の把握業務・緊急相談窓口の設置、相談業務・復興に関する支援策を活用するための支援業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害情報がない。	<ul style="list-style-type: none">・特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・他の災害についても、(豪雨例)に準じた対応とする。

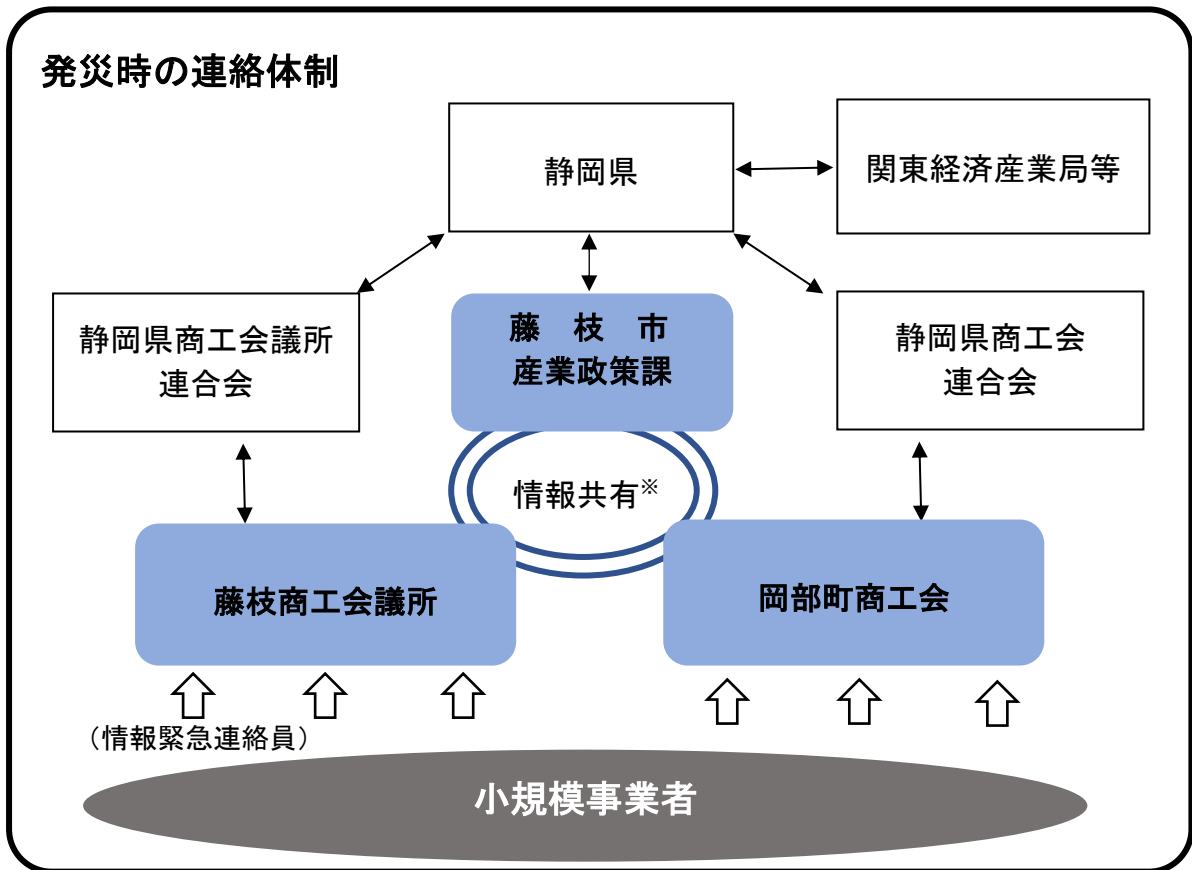
(3) 被害情報の把握

本計画により、藤枝市、藤枝商工会議所、岡部町商工会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後 ～ 2週間	1日に2回共有する。
2週間 ～ 1ヵ月	1日に1回共有する。
1ヵ月 ～ 3ヵ月	3日に1回共有する。
3ヵ月以降	1週間に1回共有する。

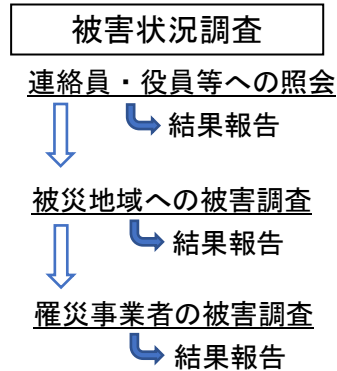
(4) 発災時における指示命令系統・連絡体制の確立

- ・自然災害発生時に、商工会議所、商工会は、小規模事業者の被害情報の迅速な把握及び報告並びに指揮命令を円滑に行うことができる仕組みづくりを構築する。
- ・商工会議所・商工会と市が共有した情報について、必要に応じて県等へ速やかに報告する。

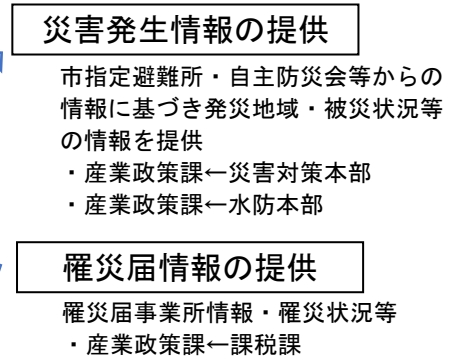


※情報共有（被害状況・共有フロー）

《藤枝商工会議所・岡部町商工会》



《藤枝市》



○被害状況報告の内容

項目	内容
事業所名	被害を受けた事業所名
業種	商・工・サービス・その他の別主たる事業
所在地	被害を受けた事業所の所在地
被害状況	被害区分に応じた具体内容
被害区分	全壊、半壊、一部損壊、流出、床上浸水、商品・原材料等、機械・設備等、什器・備品その他
被害額(千円)	建物・機械設備・備品等：撤去費用・再調達価格又は修繕費 商品・仕掛品・原材料：原価・製造原価等

【被害の確認方法・被害額の算定方法】

①被害額算定の対象

藤枝市防災計画に基づき、商工業関係についての被害調査を行い、「非住家被害(事業用建物)」、「商工被害(棚卸資産、有形償却資産)」により被害額を把握する。

②被害額算定基準

被害額の算定は、中小企業庁「中小企業 BCP 運用指針第 2 版」に基づき、事業の復旧に必要な資産に要する費用(直接被害)を見積る。具体的には次のとおりとする。

※算定すべき被害額と算定基準(直接被害)

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準
非住家被害	全壊	基本的機能を喪失した物、延べ床面積の 70% 超の損壊等	事業復旧に必要な撤去費用再調達価格
	半壊	基本的機能の一部喪失した物。補修可能な物	
	一部損壊	全壊・半壊にならない損壊	
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水	
	床下浸水	床上に至らない程度の浸水	
商工被害	商品・製品仕掛品、原材料	喪失、廃棄せざるを得ない物	仕入原価、製造原価等
	構築物 車両運搬具 工具 器具備品 機械装置	修繕、又は再調達せざるを得ない物	事業復旧に必要な撤去費用再調達価格、修繕費

※被災時においては、復旧費用の見積もりが困難な事が想定されるため、可能な範囲により概算価格等での把握も差し支えないものとする。

(5) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

① 行政等が実施する緊急支援制度の情報収集

商工会議所・商工会災害対策本部においては、国・県・市、日本政策金融公庫、静岡県信用保証協会等が実施する緊急支援の情報収集を行う。また、既存制度で災害時に使える制度に関して当該実施機関に問合せを行う。

② 相談窓口の開設

災害対策本部が安全性を確認した場所において相談窓口を開設する。また、国、県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに応じるものとする。相談窓口では、小規模事業者からの相談に対応し、必要に応じて出張窓口相談を行う。また、日本商工会議所と相談の上「遊休機械設備マッチングシステム」等の支援メニューを活用する。

③ 小規模事業者の被害状況調査

災害対策本部にて、発災後の時間経過とともに必要とされる下記調査を円滑に実施する。

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	災害発災後 5 日以内	安否確認	職員が小規模事業者を対象に現地訪問による聞き取り
		直接被害の確認調査	
		間接被害の確認調査(再開可否、商品原材料調達状況、風評被害等)	
2	災害発災後 6 日～1 ヶ月以内	事業継続の意思確認	職員が小規模事業者を対象に現地訪問、相談窓口による聞き取り
		事業再開、資金繰り、保険請求手続き等々	
		被災者から依頼がある場合、県、市と事前協議した被害額算定方法に関する支援を行う	
		売上減、経費増、風評被害等間接被害の確認を行う	

※通信インフラが稼働している場合は、電話、FAX からも調査を実施する。また、小規模事業者自身が災害対策本部へ報告できる仕組みの構築を検討する。

④ 被災事業者施策の周知

商工会議所・商工会は、市と災害情報を共有し、災害時に有効な被災事業者施策(国、県、市等の施策)について、訪問や説明会等により小規模事業者等に周知する。

(6) 小規模事業者に対する復興支援

市と連携し県等の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。なお被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等について県等と協議する。

(7) 感染症に向けた組織体制の構築

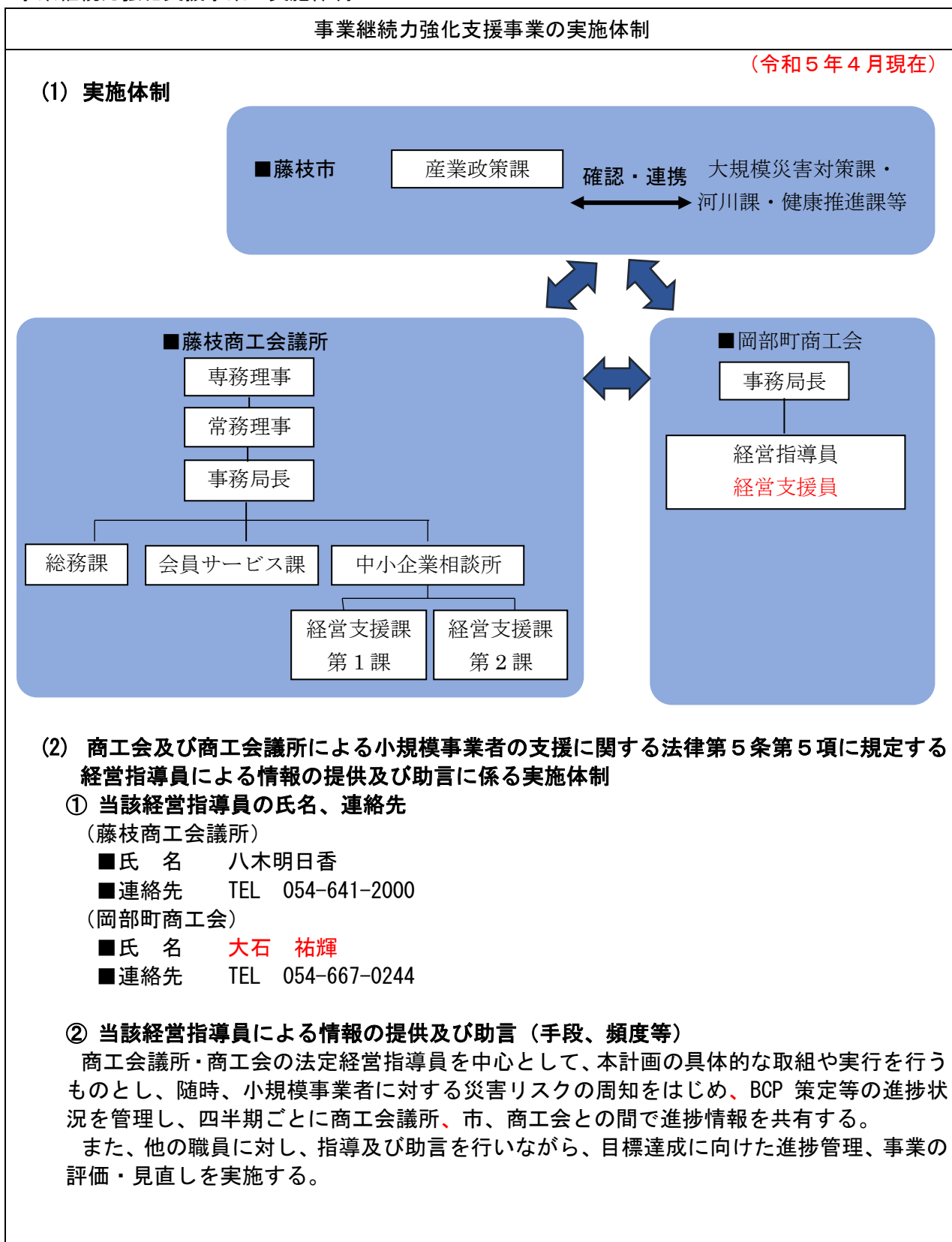
新型コロナウイルス等感染症により、事業継続が困難になる状況が今後も想定されることから、国や県、市、商工会議所、商工会と連携を図りながら支援体制を構築する。併せてリモートワークや事業者とオンライン相談が可能な環境を整備し、機動的な対応が行えるようにする。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 関係連絡先

① 商工会議所／商工会

(藤枝商工会議所)

藤枝商工会議所 中小企業相談所

〒426-0025 静岡県藤枝市藤枝4丁目7番16号

TEL 054-641-2000／FAX 054-643-2000

(岡部町商工会)

岡部町商工会

〒421-1131 静岡県藤枝市岡部町岡部6番地の1

TEL 054-667-0244／FAX 054-667-2719

② 関係市町村

(藤枝市)

藤枝市産業振興部産業政策課

〒426-0026 静岡県藤枝市岡出山2丁目15番25号

TEL 054-643-3165／FAX 054-631-9082

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1. 専門家派遣	500	500	500	500	500
2. セミナー開催費	100	100	100	100	100
3. 普及・啓発費					
パンフレット	200	200	200	200	200
チラシ作成費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、市補助金、事業収入等
ただし、専門家派遣に係る経費については、連携する損保会社から無償で派遣対応となる場合は、当該経費を減額する。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(1) 信用保証協会

静岡県信用保証協会 営業部 静岡市葵区追手町5-4 TEL 252-2121
会部長 ~~岩瀬洋一郎~~ 小松 日出人

(2) 藤枝市内各金融機関

- ① 静岡銀行藤枝駅支店(藤枝市駅前1-6-4/641-1051)
支店長 佐塚 諭
- ② しずおか焼津信用金庫藤枝中央支店(藤枝市本町2-2-33/641-0700)
支店長 青野 直人
- ③ 島田掛川信用金庫藤枝支店(藤枝市駅前2-11-9/641-5351)
支店長 紅林 宏昌
- ④ スルガ銀行藤枝支店(藤枝市志太4-7-8/641-3455)
支店長 鳥澤 博
- ⑤ 清水銀行藤枝支店(藤枝市藤枝2-1-39/641-1880)
支店長 藤牧 泰久
- ⑥ 静清信用金庫藤枝支店(藤枝市岡出山3-3-20/643-2511)
支店長 佐藤 弘剛
- ⑦ 大井川農業協同組合(藤枝市緑の丘1-1/646-5111)
組合長 増田 政光
- ⑧ 日本政策金融公庫静岡支店(静岡市葵区黒金町59-6/054-254-4411)
事業統轄 小原 励一

(3) 損害保険会社

東京海上日動火災保険(株)静岡支店(静岡市葵区紺屋町17-1/254/0019)
理事静岡支店長 羽田 真人

(4) 中小企業診断士 (BCP 専門家)

- ① 中小企業診断士 大石 徹(焼津市大住434-8/628-2686)
- ② 中小企業診断士 木村 俊彦(焼津市石脇上127-20/090-4162-6185)

連携して実施する事業の内容	
(1) 事前の対策	リスク情報(ハザードマップ)等の提供、緊急時の保証・融資、リスクファイナンスとしての保険加入勧奨、損害災害保険その他支援制度の紹介、BCP 策定・事業継続力強化計画認定支援フォローアップ支援
(2) 事後の対策	被災状況の情報収集・提供、緊急保証・融資、災害保険適用、各種支援の情報提供
連携して事業を実施する者の役割	
(1) 信用保証協会	リスク情報等の提供、緊急時の保証その他支援制度の紹介
(2) 各金融機関	リスク情報等の提供、緊急時の融資その他支援制度の紹介
(3) 損害保険会社	リスク情報等の提供、リスクファイナンスの推奨、BCP 策定支援、事業継続力強化計画認定支援
(4) 中小企業診断士	リスク情報等の提供、BCP 策定・フォローアップ支援、事業継続力強化計画認定支援、経営相談
(5) 情報緊急連絡員 (会議所会員事業所)	被災状況の情報収集・提供

